

保護樹木等の落葉対策に係る区の支援拡充について（報告）

令和5年1月20日に行われた「みどりの推進審議会小委員会」での調査審議結果を踏まえ、落葉対策に係る支援拡充について、下記のとおり検討を進めたので報告します。

記

- 1 区は、現在行っている落葉回収の支援対象者を3本以上の落葉性保護樹木を所有する者に拡大した。
- 2 令和6年度以降、3本以上の落葉性保護樹木を所有する者を対象に落葉のゴミを無料で回収するよう清掃事務所に協力を要請した。

1について

令和4年度まで、保護樹林所有者37件を対象に落葉回収を行っていたが、令和5年度より、3本以上の落葉性保護樹木を所有する者33件も回収の対象に加えた。新たに対象となった33件にアンケートを取った結果、回収を希望した者は18件、うち実際に回収制度を利用した者は1件となっている。

2について

清掃事務所と協議の結果、令和6年度以降、3本以上の落葉性保護樹木を所有する者の落葉のゴミは、清掃事務所の協力により無料で回収を行うこととなった。